

## 金融円滑化にかかる基本的方針、体制の概要および実施状況

平成29年3月8日  
足利市農業協同組合

当組合は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、金融機関として最も重要な役割の一つであることを認識し、その実現に向けて取組んでおります。中小企業金融円滑化法は平成25年3月末を以て終了しましたが、法終了後においても当組合では、金融円滑化にかかる基本方針に則り、お客さまのお借入れのご相談や返済条件の見直しなどのご要望に対し、引き続き積極的に関わり取り組んでまいります。

### 1 金融円滑化にかかる措置の実施に関する方針の概要

当組合では、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化にかかる基本的方針」を、理事会にて、以下のとおり制定しております。

#### 金融円滑化にかかる基本的方針（概要）

- 1 新規のご融資・お借入条件の変更等のお申込みに対する、柔軟な対応
- 2 お客さまの経営相談等、経営改善に向けた取組みへの支援
- 3 新規のご融資・お借入条件の変更等のご相談・お申込みに対する適切かつ十分な説明
- 4 新規のご融資・お借入条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応
- 5 当組合の金融円滑化管理に関する体制

### 2 金融円滑化にかかる措置の状況を適切に把握するための体制の概要

当組合では金融円滑化にかかる措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

- (1) 組合長以下、常勤役員、部課長、融資業務を行う融資センター長を構成員とする「金融円滑化管理委員会」にて、当組合の金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしております。また、協議内容については、定期的に理事会へ報告することとしております。
- (2) 金融・共済担当常務を「金融円滑化管理責任者」、金融共済部を「金融円滑化管理責任部署」として、当組合全体の金融円滑化にかかる対応状況を把握することとしております。
- (3) 融資推進課、山前融資センター、御厨融資センターに「金融円滑化管理担当者」を設置し、融資推進課、山前融資センター、御厨融資センターにおける金融円滑化にかかる対応状況を把握し、金融共済部へ報告することとしております。
- (4) 融資推進課、山前融資センター、御厨融資センターでは、金融円滑化にかかる取引の実施状況について、記録を作成し当該記録は5年間保存することとしております。

### 3 金融円滑化にかかる措置に関する苦情相談を適切に行うための体制の概要

- (1) お客さまからの、金融円滑化にかかるご相談の窓口を金融共済部に設置しているほか、融資推進課、山前融資センター、御厨融資センターにおいても承っております。
- (2) お客さまからの、当組合の金融円滑化にかかる措置に対する苦情については、企画管理部に受付窓口を設置しております。また、融資推進課、山前融資センター、御厨融資センターで苦情を受けた場合には、当組合所定の手続きに従って、速やかに企画管理部に連絡し、金融共済部と融資推進課、山前融資センター、御厨融資センターが連携のうえ、適切な対応を実施する体制を整備しております。

- 4 金融円滑化にかかる措置をとった後において、当該措置にかかる中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要
  - (1) 条件変更を行った中小事業者の経営状況の継続的把握および経営改善指導を行う体制について

金融円滑化責任部署を中心に、お借入条件の変更等を行ったお客さまの経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善又は再生のための助言等を行う等、お客さまへの支援について真摯に取り組みます。
  - (2) 条件変更を有無に関わらず金融機関としてのコンサルティング機能発揮について

農業メインバンク機能の強化への取り組みとして、当組合の各部門間連携し、訪問活動を強化するなど経営状況の細やかな把握に努めるなかで、経営実態に即した助言等を行っております。
  - (3) (1) (2) の機能発揮のための研修等人材育成について

経営相談、経営改善・再生のための支援能力向上のため、当組合職員に対し必要な研修、指導を行っております。

### 金融円滑化にかかる基本的方針（全文）

当JA足利（以下、「当JA」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

- 1 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- 2 当JAは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。

また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3 当JAは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの知識等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。

また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明できるよう努めます。
- 4 当JAは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
- 6 金融円滑化管理に関する体制

当JAは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。

具体的には、

  - (1) 代表理事組合長、代表理事専務、金融・共済担当専務、関係部長を構成員とする「金融円滑化管理委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議

します。

(2) 金融・共済担当常務を「金融円滑化管理責任者」として、当JA全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

(3) 融資推進課・山前融資センター・御厨融資センターに「金融円滑化管理担当者」を設置し、融資推進課・山前融資センター・御厨融資センターにおける金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

7 当JAは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

附則

この方針は、平成22年1月28日から施行する。

この方針の変更は、平成25年4月1日から施行する。

この方針の変更は、平成29年3月8日から施行する。

### ご相談窓口

当組合では現在、融資推進課・山前融資センター・御厨融資センターの「ご相談窓口」において、中小企業・個人事業主および住宅ローンをご利用いただくお客様からのご相談にきめ細やかに応じております。

お客様のためのご相談窓口

店舗	所在地	相談窓口	電話番号
本所	足利市弥生町20	融資推進課	41-7152
山前融資センター	足利市鹿島町825	融資係	22-3227
御厨融資センター	足利市百頭町2100	融資係	71-1106

(ご相談受付時間：8：30～17：15)

※貸出条件変更等に係るご意見・苦情については、金融共済部にてお受けいたします。

### 貸付条件の変更等の実施状況

○貸付けの条件変更等の申込みを受けた貸付債権の実施状況

〔債務者が中小企業者である場合〕

単位 件、百万円)

	平成28年6月末		平成28年9月末		平成28年12月末		平成29年3月末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	17	374	17	374	17	374	17	374
うち、実行に係る貸付債権	16	357	16	357	16	357	16	357
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権	1	17	1	17	1	17	1	17

○貸付けの条件変更等の申込みを受けた貸付債権の実施状況

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

単位 件、百万円)

	平成28年6月末		平成28年9月末		平成28年12月末		平成29年3月末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	7	102	7	102	7	102	7	102
うち、実行に係る貸付債権	5	62	5	62	5	62	5	62
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権	2	40	2	40	2	40	2	40

